

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業
その他の鉄鋼業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和7年10月17日（金）14時53分～16時18分		
開始場所	広島合同庁舎号2館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 2 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について 事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は使用者代表委員及び労働者代表委員それぞれに対して金額提示を求めた。 使用者代表委員は、「未組織労働者と組織労働者の賃金格差拡大について考える余地がある。連合広島の春季賃金引上げにおける300人未満が中小の妥結状況と考え、その引上げ率4.79%を鉄鋼業の最低賃金額に乗じた53円を提示したい。」との金額提示があった。 労働者代表委員は、「使用者側の金額提示を受け、金額差があることから歩み寄りの金額提示をしたい。一昨日の意見表明の際、基幹労連の299人以下の賃上げ率が6.14%と述べたが、できれば6%にこだわりたいと思い、これを根拠にプラスの67円、1,181円を提示したい。」との金額提示があった。 その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたものの、合意に至らなかったことから、公益代表委員より、現行の特定最低賃金額1,114円を65円引き上げて、1,179円とする公益案が提示され、採決の結果全会一致で公益案どおり結審となった。 上記の結果は、10月29日に開催予定の第567回広島地方最低賃金審議会にて報告を行うことが了承された。 2 その他 今後の審議会の開催予定。 第567回広島地方最低賃金審議会 日 時 10月29日（水）10時～ 会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室			